

平成27年7月17日

総合政策局

&lt;環境省、農林水産省同時発表&gt;

## 平成27年度第1回自然再生専門家会議の開催について

国土交通省、環境省及び農林水産省は、自然再生推進法（平成14年法律第148号）第9条第5項の規定に基づく自然再生事業実施計画の写しの送付があったため、同法第9条第6項の規定に基づき、当該実施計画について専門家の意見を聴くため、平成27年8月4日（火曜日）に自然再生専門家会議を開催いたします。

## 1. 自然再生専門家会議の開催について

## (1) 日時等

平成27年度第1回自然再生専門家会議

日時：平成27年8月4日（火曜日） 15時00分～16時15分

場所：茨城県霞ヶ浦環境科学センター 1階 多目的ホール  
茨城県土浦市沖宿町1853

議題：(1) 自然再生事業の推進に向けた取組状況について

(2) 自然再生事業実施計画について

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生事業実施計画（注）

(3) その他

（注）茨城県の霞ヶ浦（西浦中岸約6.0～9.5kmの区間（約3.6km）が対象区域）において、多様な動植物が生育・生息し、里と湖の接点を形成する湖岸帯の保全・再生を目指して、平成16年10月に「霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会」が設立された。今般、国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所が作成した当該実施計画では、対象区域のうち約2.7kmの区間の湖岸植生の保全・再生とともに、安全で効果的な環境学習の場の創出に取り組むこととしている。

## (2) 委員

別紙のとおり

## (3) その他

傍聴は可能ですが、会場の都合上、「2. 傍聴について」に従って、事前にお申込みください。

今回の議事概要及び会議資料は、会議終了後に以下のURLで公開いたします。

<http://www.env.go.jp/nature/saisei/law-saisei/index.html>

## 2. 傍聴について

本会議は、一般の方の傍聴が可能です。傍聴を希望される方は、以下をご確認の上、お申込みください。（電話でのお申込みはお受けできかねますのでご注意願います。）

### (1) 申込方法

インターネット又はFAXにて、以下のお申込み先に「平成27年度第1回自然再生専門家会議（平成27年8月4日開催）」の傍聴を希望する旨、ご氏名（フリガナ）、ご連絡先（電話番号、FAX番号）、勤務先・所属団体、メールアドレス（メール申込みの場合のみ）等を明記の上、お申込みください。複数名お申込みの場合も、お一人ずつの記載事項をお書きください。

#### <インターネットによるお申込先>

<https://www.contact.maff.go.jp/maff/form/d8e7.html>

#### <FAXによるお申込先>

FAX送付先：農林水産省 大臣官房 環境政策課 地球環境対策室 保全対策班 宛  
FAX番号：03-3591-6640

### (2) 申込締切

平成27年7月30日（木曜日）17時必着

※傍聴席には限りがございますので、希望者多数の場合は抽選を行います。傍聴の可否については、7月31日（金曜日）までに農林水産省よりご連絡いたします。

## 3. 報道関係者の皆様へ

報道関係者で取材を希望される方は「2. 傍聴について」にて申込み際に、取材を希望する旨を併せて記載しお申込みください。

なお、写真、映像等のカメラ撮影は、冒頭のみ可とさせていただきます。

#### <傍聴申込み連絡先>

農林水産省 大臣官房 環境政策課 地球環境対策室 保全対策班

担当：畠沢、岸田

代表：03-3502-8111（内線3297）

直通：03-6744-2017

F A X：03-3591-6640

#### <お問い合わせ先>

代表：03-5253-8111

直通：03-5253-8262

F A X：03-5253-1550

#### ■総合政策局環境政策課

課長補佐：金納 聡志（内線24331）